

SDGs 体験プログラム企画運営業務公募型プロポーザル 実施要領

1. 業務の目的

「SDGs 未来都市」の選定を契機とした地域における SDGs のさらなる普及啓発を図るとともに、子ども達が楽しみながら SDGs に対する理解を深めることを目的として、SDGs 体験プログラムを企画・運営する。

なお、本体験プログラムは、令和 8 年 2 月 14 日（土）、15 日（日）に開催される子ども達向けの職業体験イベント「Out of KidZania in のべおか」と同時開催するものである。

2. 委託業務の概要

- ① 業 務 名 称：SDGs 体験プログラム企画運営業務
- ② 履 行 場 所：延岡市
- ③ 業 務 内 容：別紙 2「SDGs 体験プログラム企画運営業務 企画提案仕様書」のとおり
- ④ 履 行 期 間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- ⑤ 提案限度額：1,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本事業は、業務の性質及び目的が価格のみによる競争に適さないと認められるため、専門的な知識・経験を有する事業者から広く提案を受け付け評価する「公募型プロポーザル方式」により受託候補者を選定する。

4. 選定スケジュール（予定）

項 目	期限又は期間
① 公募開始日（実施要領、仕様書等の配布）	令和 7 年 8 月 19 日（火）
② 質問の受付締切日	令和 7 年 8 月 26 日（火）
③ 参加申込書受付締切日	令和 7 年 9 月 2 日（火）
④ プロポーザル参加資格確認結果の通知日	令和 7 年 9 月 3 日（水）
⑤ 企画提案書等の提出締切日	令和 7 年 9 月 12 日（金）
⑥ 第 1 次審査（書面審査）	令和 7 年 9 月中旬
⑦ 第 1 次審査結果通知	令和 7 年 9 月中旬
⑧ 第 2 次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 9 月下旬
⑨ 結果通知	令和 7 年 10 月上旬
⑩ 契約締結（予定）	令和 7 年 10 月上旬以降

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者でないこと。
- ④ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- ⑥ 民事保全法（平成元年法律第 91 号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- ⑦ 延岡市税及び国税について滞納がないこと。
- ⑧ 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑨ 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- ⑩ 令和 3 年度以降に、国や地方公共団体等に限らず、民間事業者も含め、類似業務の実績があること。

6. 参加申込の手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 担当部署及び担当者名

延岡市企画部企画課 担当：濱田

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1（延岡市役所 6 階）

TEL：0982-22-7003（直通） FAX：0982-22-7090

E-mail：kikaku@city.nobeoka.miyazaki.jp

(2) 実施要領、企画提案仕様書、参加申込書及び資格確認申請書等の配布方法等

配布期間：令和 7 年 8 月 19 日（火）～令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時 15 分まで

配布方法：延岡市ホームページに掲載することにより配布する。

(3) 参加申込に係る提出書類

次の書類を、各 1 部提出すること。

- ① 参加申込書及び資格確認申請書（様式第 1 号）
- ② 事業者概要書（様式第 2 号）
- ③ 延岡市税に滞納がないことの証明（発行日から 3 ヶ月以内、写し可）
＊延岡市税の納税義務がない場合は不要。
- ④ 国税に滞納がないことの証明（発行日から 3 ヶ月以内、写し可）
- ⑤ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から 3 ヶ月以内、写し可）
- ⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第 3 号）
- ⑦ 類似業務実績書（様式第 4 号）
- ⑧ 直近の事業年度における財務諸表（直近の決算が分かるもの。様式任意）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、(1)の担当部署まで提出すること。

(5) 提出期限

- ① 持参の場合：令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時 15 分まで。
（土曜・日曜及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）
- ② 郵送の場合：令和 7 年 9 月 2 日（火）必着。

(6) プロポーザル参加資格の結果通知

プロポーザル参加資格の結果については、令和 7 年 9 月 3 日（水）までに通知する。

7. 質問受付及び回答方法

本プロポーザルでは説明会は実施しないため、実施要領及び仕様書の内容について不明な点がある場合には、下記により質問を受け付け、回答を行うものとする。

なお、質問へ回答した事項は、実施要領、仕様書等の追加又は修正とみなす。

(1) 質問受付について

- ① 質問方法：メールにより上記担当部署宛に質問書（様式第 5 号）を提出すること。
- ② 提出期限：令和 7 年 8 月 26 日（火）正午まで。

(2) 回答方法について

受け付けた質問については、随時、延岡市ホームページに回答を掲載することにより公開する。なお、令和 7 年 8 月 27 日（水）までにすべての質問に対して回答する。

8. 企画提案書等の提出

プロポーザルの参加資格が認められた者は次のとおり企画提案書を提出するものとする。
なお、詳細については、別紙 2 「SDGs 体験イベント企画運営業務 企画提案仕様書」を参照すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）

② 見積書（任意様式）

＊原本を1部、副本を8部提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、6.(1)の担当部署まで提出すること。

(3) 提出期限

① 持参の場合：令和7年9月12日（金）午後5時15分まで。

② 郵送の場合：令和7年9月12日（金）必着。

(4) 辞退する場合について

企画提案書の提出を辞退する場合は、書面により辞退届（様式第6号）を(3)提出期限までに提出すること。

9. 評価方法

(1) 評価基準

別紙1「評価基準」のとおりとする。

(2) 審査の実施

企画提案書及び見積書の内容について、第1次審査（書面審査）、第2次審査（プレゼンテーション、質疑応答）を行い、最優秀提案者を選定する。

① 第1次審査

別紙1「評価基準」に基づき、参加表明者から提出された企画提案書等の内容を総合的に審査し、参加条件を満たす提案者で評価点上位の3者を第2次審査の参加対象として選定する。なお、応募者が3者以下の場合は、参加条件を満たす提案者について、第2次審査の参加対象とする。

1) 日時

令和7年9月中旬

2) 実施方法

書面審査による

3) 結果通知

令和7年9月中旬

② 第2次審査

第2次審査は、第1次審査により選定された者による企画提案書等についてのプレゼンテーションを実施し、別紙1「評価基準」に基づく総合的な審査のうえ、6割以上の評価点数を得た参加者のうち、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

1) 日時

令和7年9月下旬～ ※詳細については後日選定された者に通知する。

2) 実施方法

- ア 対面またはオンライン方式（WEB 会議を利用）によって実施する。
- イ 1 申請者あたりの説明時間は 20 分以内とし、質疑応答は 15 分以内とする。
- ウ 出席者は、1 者あたり 3 名程度とする。
- エ プレゼンテーション時には、企業名が特定できるものの使用や発言を禁じる。
- オ 貸出物品は、机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加者が用意すること。

(3) 受託候補者の選定方法

- ① 受託候補者は、選定委員会が別紙 1 「評価基準」に基づき審査及び評価を行い決定する。
- ② プロポーザルの参加資格が認められた者による企画提案書、見積書及びプレゼンテーションにより審査を行い、失格者を除く点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。
- ③ 点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、選定委員会において協議の上で受託候補者を選定する。

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書又は企画提案書等について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出された参加申込書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 見積書の金額が提案限度額を超過している場合
- ④ 審査の公平性を妨害する行為があったと市が認める場合
- ⑤ 参加施策の要件を満たさなくなった場合

10. 審査結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後、すべての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、以下の項目を延岡市ホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・参加者の名称（50 音順）
- ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）

11. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と延岡市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

延岡市契約規則（平成 12 年規則第 16 号）第 26 条及び第 27 条の定めによる。

(3) その他

- ① 受託候補者の選定後、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、またはその他の理由により締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。
- ② 契約代金の支払いは、本市と受託候補者との協議により、精算払いとする。

12. その他

(1) 提出書類の取り扱い

- ① 提出された書類は、返却しない。
- ② 提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、延岡市情報公開条例に基づき対応する。
- ④ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ① 本プロポーザル参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- ② 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ③ 企画提案書及び見積書は、1 者につき 1 提案に限る。
- ④ 厳正を期するため、公募開始から受託候補者決定までの期間、この案件の選定作業に影響を与える一切の営業活動は禁止。
- ⑤ 選考過程により知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 19 日（火）から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。